

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和4年7月29日(金)午後7時00分～午後7時40分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1番委員 柳 下 正 祐 (教育長)
2番委員 吉 田 眞 理 (教育長職務代理者)
3番委員 益 田 麻衣子
4番委員 井 上 孝 男
5番委員 菱 木 俊 匡

3 説明員等氏名

教育部長	飯 田 義 一
文化部長	鈴 木 裕 一
教育部副部長	栢 沼 教 勝
文化部副部長	小 澤 寛 之
学校安全課長	内 田 文 明
学校施設担当課長	志 村 康 次
教育指導課長	中 山 晋
教育相談担当課長	西 村 泰 和
生涯学習課長	田 村 直 美
教育指導課指導主事	鈴 木 孝 宗
教育指導課指導主事	橋 本 賢 治
教育指導課指導主事	津 田 裕 子
教育指導課指導主事	片 渕 徳 子
教育総務課副課長	加 藤 和 永
学校安全課副課長	中津川 博 之
学校安全課専門監	松 井 和 重
生涯学習課副課長	蓑 宮 康 之

(事務局)

教育総務課主査 三 浦 慶太郎

4 議事日程

日程第1 議案第19号 小田原市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)
日程第2 議案第20号 令和5年度使用教科用図書(小中学校特別支援学級用)の採択に
ついて (教育指導課)

5 報告事項

(1) 市議会6月定例会の概要について【資料配布のみ】 (教育部・文化部)
(2) 小田原市学校給食センター整備事業について (学校安全課)

- (3) いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（答申）について
(教育総務課)

6 その他

令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】(教育総務課)

7 議事等の概要

- (1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

- (2) 6月定例会議事録の承認

- (3) 議事録署名委員の決定…4番 井上委員、5番 菱木委員に決定

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。「報告事項(3) いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（答申）について」を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

○柳下教育長 それでは、日程に従い、進めてまいります。

ここで教育部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○教育部長 本定例会に出席予定でございました教育総務課長でございますが、他の公務のため本定例会を欠席させていただきたいと存じます。御了承のほどお願い申し上げます。

発言は以上でございます。

-
- (4) 日程第1 議案第19号 小田原市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは、御説明申し上げます。議案第19号、「小田原市社会教育委員候補者名簿」を御覧ください。

小田原市社会教育委員の任期は、小田原市社会教育委員条例により、2年間と定められており、7月31日をもちまして任期満了となります。

そのため、小田原市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選考いたしましたところ、名簿にございます12名の方々が社会教育委員として適任と思われるので、新たに委嘱いたしたく提案するものです。

なお、この12名の方々のうち7名の方は、市校長会、市自治会総連合及び市PTA連絡協議会など団体から御推薦いただいております。

今回の社会教育委員の任期につきましては、令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間となります。

説明は以上になります。

(質疑・意見)

○益田委員 今期の社会教育委員はどんな話し合いをされるのか動きはありますでしょうか。

○生涯学習課長 次回の社会教育委員会議の時に、案を出していこうと思っておりますが、事務局案といたしましては、コロナ禍を経ての新しい社会教育、生涯学習の在り方というようなテーマがいいのではないかと考えているところです。

○吉田委員 今御説明があったように、団体の推薦とか、選出区分がありますので難しいと思うんですけども、年代がもう少し広く設定されていた方が良いのではないかと思います。社会教育、生涯学習に参加する市民は、若い方から御年配の方まで想定されていると思いますので、ニーズにあった展開をするためには、年齢についてもなんとかこう工夫して、幅広く委員を選んでいただけると。今回、どなたがどうつということではないんですけども、議論の結果、少し違うものも出てくるかなという風な感じは思っております。

感想です。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(5) 日程第2 議案第20号 令和5年度使用教科用図書(小中学校特別支援学級用)の採択について (教育指導課)

○教育相談担当課長 それでは、御説明申し上げます。

はじめに、特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書については、通常の学級で使用する教科用図書が適当でない場合、一般図書(付則第9条図書)及び特別支援学校用・教科書目録の2種類から、適切な図書を選び、学校設置者である教育委員会が、毎年、それらを教科書として採択することになっております。

また、各校の選択にあたっては、特別支援学級の担当者が、国が調査研究し作成した「一般図書契約一覧」や、神奈川県作成の「令和5年度使用神奈川県立・特別支援学校・採択教科用図書・調査研究資料」を参考に、選択しております。別紙「令和5年度使用・教科用図書(小中学校特別支援学級用)の採択について(案)」につきましては、各児童生徒用の図書として、発行者ごとに選択しましたナンバー1からナンバー235の図書と、県の調査研究資料にないコード外ナンバー236の図書と、文部科学省作成・特別支援学校用・教科書目録から選択しましたナンバー237の1冊の図書、全237冊を12ページにまとめ、お示ししてまいります。

いずれの図書も、各学校の特別支援学級担当者が、担任する児童生徒の個性や発達の段階、障がいの程度などを考慮しまして、「その子にあった最適な教科書は何か」という視点で、保護者の方と確認したうえで、選択しましたものとなっております。

また、この一覧は、各学校から出されました報告書の希望図書と理由を、教育委員会・事務局において精査いたしまして、原則、その記載のとおり、取りまとめたものとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○菱木委員 一覧では採択教科用図書は発行者ごとに分かれているのですが、科目ごとに分かれていたほうが良いのではありませんか。理科は理科とか外国語は外国語で記載してあるほうが見やすいのではないかなと思います。これだと、図書の専門家の方は分かりやすいかもしれませんが、私のような一般人には分かりにくいです。私は本を探す時は発行者ではなく、作者名や書籍名を見て本を探すので、一般の方にはちょっと分かりにくいのではといった意見はなかったでしょうか。

○教育指導課指導主事 御意見ありがとうございます。学校の方から、毎年このように提出していただいておりますので、特に質問等はありませんでした。

○菱木委員 保護者の方が一覧を見た時に分かりづらいと思うので、せめて学校ごとに分けるとか、科目ごとに分けるとかしていただけませんか。このままではたぶん保護者の方が自分の子供が通っている学校ではどんな図書を使っているのか見ても分からないんじゃないでしょうか。会議の時はこれでも良いかと思いますが、ホームページに載せる時には科目ごととか学校ごととかに分けていただいたほうが親切かと私は思うんですが。それをちょっと検討していただけるとありがたいです。

○教育指導課指導主事 貴重な御意見ありがとうございます。委員の皆様方が見やすいように、また、保護者の方に提示しやすいように、今いただいた御意見を参考に、今後検討していきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○吉田委員 支援級の教科書選定について、いつもこれでいいのかと悩みながら、私自身、先生方が選んだのだからそれで良いかなとも思いつつもよく分からないままと言っては大変申し訳ないんですけど、賛成していたんですが、今年度とても丁寧に事前の勉強会な

り、先生方がお子さんをそれぞれどういう風に見ていて、この教科書選んだのかというよう
なものが分かる資料もお見せいただいで、経過がとてもよくわかりました。

資料の御準備とか、それから、説明の時間を取っていただくのも、とてもお忙しい中、大
変だったと思うんですけれども、丁寧に対応していただきとてもありがたかったです、感謝
を申し上げます。ありがとうございました、

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 次に、報告事項（１）市議会６月定例会の概要については資料配布とさせ
ていただきますので、御了承ください。

（６）報告事項（２）小田原市学校給食センター整備事業について （学校安全課）

○学校施設担当課長 御報告をさせていただきます前に、ここで一点、お詫びをさせてい
ただきたく存じます。

今回御報告させていただきます「学校給食センター整備事業の進捗状況について」につ
きましては、本来ですと本定例会にて御報告後、委員の皆様御意見等を反映させた形で、厚
生文教常任委員会にて報告させていただくべきものです。しかしながら、今回の報告に係る
給食センターの基本設計が６月末をもってまとめ、本定例会、厚生文教常任委員会の順で
御報告させていただく予定でおりましたところ、９月議会前の厚生文教常任委員会が、本定
例会の開催日より前の昨日７月２８日に先に開催されることとなってしまいました。事業
スケジュール上、学校給食センターの建設用地の取得に要する用地費の補正予算案は９月議
会に上程して承認を得なくてはならないことから、事業の進捗状況について９月議会前の厚
生文教常任委員会で報告しておく必要がございます。このためやむを得ず、先に厚生文教常
任委員会での報告をさせていただき、事後報告の形での御報告とさせていただかざるを得な
くなりました。誠に申し訳ございません。

それでは、御説明申し上げます。

お手元の、資料２「学校給食センター整備事業の進捗状況について」を御覧ください。

はじめに、１ 経緯でございますが、老朽化が著しい小田原市学校給食センターを建て替
えるため、令和３年度に選定した整備事業者が第Ⅰ期事業の設計業務の基本設計、実施設計
を進めております。新しい学校給食センターでは、最新の調理機器を導入するほか、学校給
食衛生管理基準等に基づき、調理場のドライシステム化、空調設備による温湿度管理、アレ
ルギー対応調理室の設置などを行ってまいります。これらにより、より上質な給食の提供、
「食の安全」の一層の強化、労働環境の改善などが図られます。

次に、２ 設計業務の状況でございます。基本設計では、本市が要求水準で求めた施設の
機能や仕様について確認を行うとともに、法的制限への対応を図りました。また、＜参考＞

としてお示ししている事業者選定委員会からの付帯意見について対応し、4つの課題について改善を図り、6月末に基本設計が完了し、平面計画が確定いたしました。

今後は実施設計に移り、建設工事の実施に向けて詳細図面の作成並びに積算を行います。また、浸水対策については引き続き検討し、できる限りの向上を図ってまいります。

次に、3 基本設計概要につきましては、資料をおめくりいただき、別紙参考資料2-1基本設計概要で御説明いたします。

先ず「施設の概要」でございます。敷地面積、所在地等は、記載のとおりでございますが、下から2番目の浸水対策につきましては、現況地盤面から盛土をし、盛土地盤面から90センチメートルを建物の1階床高、1階床高からさらにコンクリート造の腰壁を立ち上げることでしております。構造等の詳細については、実施設計のなかで検討をしております。

次の環境対策としては、屋上に太陽光発電の設置、各室にLED照明の設置、屋外の設備器機の周りに防音壁の設置及び省エネ機器を採用していくことでしております。

下の「配置図」を御覧ください。建物は、敷地の中心に配置し、多くの車両が往来する施設特性を踏まえ、建物の周囲には一方通行の敷地内通路を計画し、管理しやすく安全性の高い動線とするとともに、車両の出入り口と歩行者の出入り口を別々に設けることで、歩車の分離を図っています。駐車場・駐輪場は、北側にそれぞれ20台設け、施設見学や市民開放も考慮し、敷地内に多く確保しており、障がい者用駐車場は出入口に近い場所に1台設けております。敷地境界からの離隔距離を確保することで、騒音対策、臭気対策等、隣地への環境に配慮した計画としています。

続いて裏面を御覧ください。

上の図が「1階平面図」でございます。水色に塗られた部分が調理エリアとなります。

調理エリアは、納品、調理、配送が右側から左側へ、回収、洗浄が左側から右側への一方方向に流れ、調理が機能的にできる安全な配置及び調理機器のレイアウトとなっています。調理室中央には、アレルギー対応調理室を配置、各作業区域は間仕切りで明確に区分し、区域間で行き来ができない構成で衛生面に配慮しています。

下の図が「2階平面図」でございます。黄色で塗られた部分が一般エリア、緑色は管理エリアとなります。一般エリアの会議室は、床面積約200平方メートルで市民利用を想定しており、分割利用が可能な可動間仕切りを設置しています。東側のテラスから自然採光・自然通風を確保し、快適な空間で食育の促進や市民利用ができるようにしています。また、エレベーターは、夜間でも利用可能としています。見学ホールでは、食育の展示のほか吹抜部分から一階調理室のアレルギー対応調理や煮炊きの作業を御覧になることができます。

管理エリアの食堂は、調理業務従事者が大きな窓から酒匂川の豊かな自然を望みながらリフレッシュできる計画になっています。

基本設計の概要説明は以上となります。資料2にお戻りいただいて、2ページを御覧ください。

最後に、4 事業スケジュールでございますが、令和4年度は、引き続き、実施設計を進めてまいります。令和4年9月議会で建設用地購入費用の補正予算議案を、令和5年3月議会で、第Ⅱ期事業の建設工事費の予算議案の提出を予定しております。

令和5年5月には、第Ⅱ期事業の仮契約を行い、6月議会で承認を得て本契約後、建設工事に着手し、令和6年9月の給食提供開始を目指して進めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見)

○益田委員 2階の会議室ってというのは、食育の促進に関わらず、何の会議でも使える会議室として使えるようになるのでしょうか。

○学校施設担当課長 まず基本的な会議室の目的は、新しいメニューの開発、試食、こういったものを栄養士が集まって使う部屋というのがもともとの目的の部屋で、ただ、一般開放のために2倍程度大きく作ってあります。先ほど市民利用という風に申し上げましたが、空時間が多ございまして、その空時間、施設を有効活用しようということで、例えば、子育て中のお母さんの集まり、地元の会合とかそういったものでも御利用いただけるような、使い方をしてみたいという風に考えております。

以上です。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (3) いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について (答申)
について (教育総務課)

○教育部副部長 それでは、私から御説明申し上げます。資料3を御覧ください。

令和3年12月27日付け教総第220号にて、小田原市いじめ防止対策調査会に諮問しておりました、いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方については、本日、答申を受けましたので概要について御報告いたします。

答申書2ページを御覧ください。

I 会議の開催経過についてです。令和4年1月の第1回会議から、本日の第3回会議まで検討を重ねていただきました。

II 提言1 調査結果の公表の意義についてです。いじめの重大事態の調査結果は、特段の支障がなければ公表を行うこととしている市いじめ防止基本方針を前提に、公表の意義として3点、「いじめの未然防止に生かす」、3ページに移りまして、「市民目線でいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育行政の推進に役立てる」、「調査結果の信頼性を保つ」を掲げています。

次に、2 調査結果の公表について勘案すべき要素です。市いじめ防止基本方針中、調査結果の公表について「総合的に勘案して判断する」としていることの方針です。

(1) 事案の内容や重大性は、いじめの重大事態は定義からも深刻な事態であると考えられるため、内容や重大性を公表の適否の判断とすることは適切ではないとしています。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向は、公表についての意向を重視することは大前提としながらも、公表を望まない場合について、具体的な内容に言及しないとし

ても、いじめの有無や再発防止策について公表することで公表の目的に沿うことができる考えを示しています。

(3) 公表した場合の児童生徒への影響では、調査結果の公表による弊害について留意すべき事項に触れています。

続いて、4ページ、3 公表の方法についてです。

(1) 基本認識では、調査結果については基本的に公表すべきとしたうえで、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や関係当事者に配慮すべきことを述べています。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向確認と、(3) 他の関係児童等への説明では、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向に配慮し、内容について市教育委員会が丁寧に調整していくことや、関係児童生徒及びその保護者、いじめを行ったと指摘される側についても配慮し、可能な限り公表の目的を説明し理解を得るように努めること、加害者とされる児童生徒及びその保護者への説明は、事案によっては、難しいケースも考えられますが、可能な限り理解を得よう努めることに触れています。

続いて、5ページ、(4) 公表資料については、市教育委員会がその意義を踏まえて、重大事態報告書を基に情報を集約した公表版(概要版)を作成すること、その内容については、人権に配慮すること、公表前に調査会に報告し内容を確認する手続きを設けることについて述べています。

(5) 公表の方法は、市ホームページへの掲載を基本とし、広く公表することが望ましいケースを例示しています。また、(6) 公表する期間は、公表の意義と公表による影響を考慮し、6箇月程度を基本とするとともに、公表期間中の対応について触れています。

以上が答申の概要になります。

本答申の取扱いについては、本日の説明後の御質疑や御意見を踏まえ、教育委員会の方針として整理し、8月教育委員会定例会で議案として上程し、議決いただく流れを予定しています。加えて、9月中旬の市議会厚生文教常任委員会に報告する予定です。

最後になりますが、過去事案の公表の取扱いについては、本答申を踏まえた教育委員会の方針を直接適用するのではなく、準じるかたちで公表に向けた作業を進めていく考えであります。

説明は以上です。

(質疑・意見)

○菱木委員 2 調査結果の公表について勘案すべき要素について、「公表の内容を精査、限定する等」と書いてありますが、名字が3文字、名前が2文字の名前の子だったら3文字の名字は珍しいのですぐに特定されてしまうと思いますので、ダミーを含めて総計6文字にする等の対策をして判断できないようにしたほうが良いと思います。私が以前勤めていた医療機関では氏名が4文字でもダミーを含めた黒塗り6文字に統一されていました。ダミーがあると文字数から氏名を割り出せないからです。特定されてしまうと子供は、小中の9年

間迫いかけられるかもしれないので、ダミー文字を含めた黒塗りにしていただけるとよいと思いますので、面倒かと思いますが検討をお願いします。

○教育指導課指導主事 御意見ありがとうございます。いじめを受けた側に配慮することは、もうもちろん大切ということですが、加害とされる児童生徒についても配慮していくということは、もちろん当然のことということで、御指摘の通りだと思います。

文字数ですとか、例えばAですとかBですとか、そういったような記号を使うですとか、こちらの公表をするということの目的として、再発防止というところが、主なことになっております。調査結果につきましては、もちろん、当事者等については、丁寧に説明をさせていただきまして、こちらの公表については、広く再発防止という観点を目的としているものでありますので、そういったような、個人名が分かってしまうようなことがないように、内容等もこちらでお作りをし、調査会の方にもそれで確認をしていただいて、というようなところで、この点につきましては、最大限に配慮は必要だと思っておりますので、気をつけていきたいと考えております。

○菱木委員 場所とか写真とか載せないですよ。大丈夫ですよ。特に写真の背景等をたどって子供を特定されてしまう可能性もあるので。私が勤務した医療機関でも赤の他人が撮った写真から患者名を特定されてしまい、問題になったことがありましたので写真は絶対に載せない配慮をお願いします。

○教育指導課指導主事 ありがとうございます。写真等は考えておりませんで、そういったことはないように、あくまでもあの再発防止のため、どういったことに教育現場が気を付けていったらいいのか、どのようなことが必要なかというようなところを考えていけるように、そういった具体的の子ですとか、場所ですとか、学校ですとかが特定されないということは、重々十分配慮して、やっていきたいと考えております。

○柳下教育長 配慮すべきことは、しっかりとお願いをしたいと思いませんか。

○益田委員 公表する期間について、6箇月程度を基本とするのが相当と考えると書いてありますがどういう意見があって6箇月という期間が出てきたのか教えてください。

○教育総務課副課長 ありがとうございます。調査会の中では、他都市の事例を調査させていただいた結果をお示ししてございます。実際公表にあたりまして、期間を明確に示しているところの方が少ない状況でございました。定めていない割合の方がかなり多いんですが、1年とするところ、6箇月とするところ、といったようなものがございまして、調査会の方の委員の皆さんの御意見としては、影響を考える、それは、加害者側、被害者側双方にとっての影響を考えると、6箇月が妥当ではないかと。ただ、この答申の中では加えてですね、公表したことによって、また子供たち、あるいは関係者に影響が出るので、そこはよく状況を見た上で、公表の対応に関しては、6箇月と決めつけるのではなくて、対応してほしいというような内容で、御議論の方をいただいております。

以上です。

○吉田委員 公表のプロセスについては、公表の方法に書いてあると思うんですけども、いじめを受けた児童生徒と保護者の意向を確認して、公開の範囲とかそういうところも教育委員会の方で調整をして、そして公開に関しては、その報告書について、公表版を教育

委員会が作成する。それで、最終的にはこの調査会に報告して、調査会が最終の決定を出すってことですかね。その前に、最終の発表の前に、調整をした内容の意向が、公表版の概要版にしっかり生かされてるかどうかというのをいじめを受けた本人と保護者に直接見てもらって、確認をもらうことが必要かと思うんです。これはやる予定でしょうか。

○教育指導課指導主事 ありがとうございます。1番被害を受けた児童生徒及び保護者に対しては、丁寧に報告しなければならないと考えておりますので、公表前にはこのような形でという、実際の文言等含めて御確認をいただき、了承を得た上での掲載をという風に考えてはおります。

○吉田委員 可能だったら、公表資料の文章を読むと、最終的に調査会が決定をすれば出せるみたいな感じに取れるので、文章にもそれを残さないと、本人確認というのが曖昧になってしまうと、私はここが1番大事なところだと思うんですけど、どこかに書いてありますか。公表資料は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に内容確認をするっていうのが書いてありますか。すごく大事なことだと思うんですけど。

○教育総務課副課長 ありがとうございます。今、吉田委員の御指摘された内容に関しましては、答申案4ページの中段(2)にございます。「公表する場合は、仕方及び内容についていじめを受けた児童生徒及び、その保護者と確認することが必要である」という考え方でございます。ここにさらに次の段落で詳細の内容を記載してございます。「公表を望まない場合も想定されるが、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すことも可能だ」ということがございまして、どこまで公表してよいか公開してよいか、その範囲について教育委員会として丁寧にいじめを受けた児童生徒、その保護者の方に確認をすべきだという考え方でございます。

(3)が他の関係児童生徒等への説明の考え方でございます。どちらかと言いますと、いじめを行った側に関しての記述でございまして、ここに関しては可能な限り、公表の目的を説明して、理解を得るよという考え方があるんですが、最後にございまして、「同意を得ることまでは必要ない」という考え方を整理いただいております。

ですので、丁寧に説明した上で、概要版を作成したい。手続き的にはですね10ページの公表資料(4)に記載してございまして、調査会にも報告して、再発防止ですとか、社会的な意義を確認していただいた上で、教育委員会として、公表をしていくという流れを想定してございます。

○吉田委員 それはわかっているんですけども、最終的に調整をしたつもりでも、そんなつもりはなかったとか、こういう書かれ方をするとは思わなかったと出てくると思うんですね。ですから、私ども社会福祉で事例研究する場合に、事例の個別の家族がいて、その支援を記録して行って、学会誌に載せる寸前の文章を読んでもらって、これで大丈夫です。という確認をもらってから出すというのが倫理なんですよね。それと同じことだと思うので、十分調整したつもりでした。では、通らないので、この途中で公表をやめてくださいっていうので、やめたとしても、残ってしまいますから、公表前に本人が、この文章でいいですって言ったということを確認することが、市役所を守ることもなると思うんですね。

ですから、行き違いがないように、最終の公表の文章は、本人の確認を必ずするというこ
とはしないと、後でいろいろなことが起こってくると思います。

そんなつもりはなかったは必ずあると思いますので、よろしく願いいたします

○教育指導課指導主事 ありがとうございます。その文言等についても、確認をという風
に考えておりましたが、ここからはちょっと読み取れないというようなこともありましたの
で、その点ご意見受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございます

○柳下教育長 重要な意見と受け止めていただきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 次に、その他といたしまして、「令和3年度教育委員会事務の点検・評価
後の状況について」につきましては、配布のみとさせていただきますので、御了承願いま
す。

(6) その他

8 教育長閉会宣言

令和4年8月26日

教 育 長

署名委員（井上委員）

署名委員（菱木委員）